

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬谷区入札参加資格審査・指名業者委託選定委員会要綱第8条第1項第4号の規定に基づき、「瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等を定める。必要な手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要領」という）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準（以下「運用基準」という）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成し、提出するものとする。

- (1) 法人・団体等の概要・事業実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の内容と手法
- (4) 業務実施体制
- (5) 事業予算書
- (6) 認定通知書等の写しの添付

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人・団体等の事業実績
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 企画内容の妥当性・実現性等
- (4) 実施体制の妥当性・実現性等
- (5) 個人情報の取扱いについて
- (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組について

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、結果通知書にてその提案者に通知する。
- 5 1位の提案者が2者以上の場合は、評価基準「業務実施内容と手法」の項目の評価が最高得点となったものを1位の提案者として決定する。また、評価基準「業務実施内容と手法」の項目の評価が最高得点の提案者が2者以上あった場合には、「業務実施体制」の項目が最高得点のものを1位の提案者として決定する。
- 6 評価の採点が、総合点（ヒアリングに出席した評価委員の採点合計）の60％に満たない場合（ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く）は失格とする。
- 7 評価委員会に出席する委員の半数以上からE評価（特に劣っている）を受けた項目があった場合は失格とする。

（評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (2) ヒアリング
 - (3) 提案書の評価
 - (4) 評価の集計
 - (5) 最高評価の業者の決定
 - (6) 瀬谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に対する評価の報告
- 2 評価委員会には次の者を委員とし、委員長及び副委員長を置く。
- (1) 瀬谷区総務課長（委員長）
 - (2) 瀬谷区生活支援課長（副委員長）
 - (3) 瀬谷区福祉保健課長
 - (4) 瀬谷区学校連携・こども担当課長
 - (5) 瀬谷区小学校校長会代表
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。

（評価の効力）

第6条 当該事業を安定的に実施するため、評価委員会での評価の効力は特定者が業務を開始した年度から起算して5か年度に実施する事業に適用する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。